

(韓国) 植物新品種保護法仮訳

[施行：2013年8月13日] [法律第12063号、2013年8月13日制定]

農林畜産食品部（種子生命産業担当） 044-201-2479、2480

海洋水産部（養殖産業担当） 044-200-5634、5633

韓国国立種子院（KSVS）ホームページより（原文韓国語）：

http://www.seed.go.kr/administration/law/protection_sub.jsp?category=21

目 次

第1章 総則	99
第1条（目的）	
第2条（定義）	
第3条（品種保護の対象）	
第2章 育成者の権利の保護	99
第1節 通則	99
第4条（在外者の品種保護管理人）	
第5条（代理権の範囲）	
第6条（代理権の証明）	
第7条（複数当事者の代表）	
第8条（期間の延長等）	
第9条（手続の補正）	
第10条（手続の無効）	
第11条（書類の提出の効力発生時期）	
第12条（電子文書による品種保護に関する手続の実行）	
第13条（電子文書利用申告および電子署名）	
第14条（情報通信網を利用した通知等の実行）	
第15条（「特許法」等の準用）	
第2節 品種保護要件と品種保護出願	102
第16条（品種保護要件）	
第17条（新規性）	
第18条（区別性）	
第19条（均一性）	
第20条（安定性）	
第21条（品種保護を受けることができる権利を有する者）	
第22条（外国人の権利能力）	
第23条（無権利者の品種保護出願と正当な権利者の保護）	
第24条（無権利者の品種保護と正当な権利者の保護）	
第25条（先願）	
第26条（品種保護を受けることができる権利の移転等）	
第27条（品種保護を受けることができる権利の承継）	
第28条（公務員の職務上の育成等）	
第29条（公務員の職務上の育成への補償等）	
第30条（品種保護の出願）	
第31条（優先権の主張）	
第32条（出願の受付等）	

第33条 (出願の補正)	
第34条 (出願の要旨を変更除く)	
第35条 (補正の却下)	
第3節 審査	106
第36条 (審査官による審査)	
第37条 (出願公開)	
第38条 (一時的な保護を受ける権利)	
第39条 (一時的な保護の権利の行使や訴訟手続の中止)	
第40条 (出願品種の審査)	
第41条 (資料の提出など)	
第42条 (拒絶決定及び拒絶理由の通知)	
第43条 (品種保護の決定)	
第44条 (審査または訴訟手続の中止)	
第45条 (「特許法」の準用)	
第4節 品種保護料と品種保護登録など	108
第46条 (品種保護料)	
第47条 (納付期間経過後の品種保護料納付)	
第48条 (品種保護料の保全)	
第49条 (品種保護料の追加納付又は補填による品種保護出願の品種保護権の回復など)	
第50条 (品種保護料の免除)	
第51条 (品種保護料の返還)	
第52条 (品種保護原簿)	
第53条 (品種保護公報)	
第5節 品種保護権	109
第54条 (品種保護権の設定登録)	
第55条 (品種保護権の存続期間)	
第56条 (品種保護権の効力)	
第57条 (品種保護権の効力が及ばない範囲)	
第58条 (品種保護権の効力の制限)	
第59条 (品種保護権の制限の禁止)	
第60条 (品種保護権の移転等)	
第61条 (専用実施権)	
第62条 (品種保護権の専用実施権の登録の効力)	
第63条 (通常実施権)	
第64条 (先使用による通常実施権)	
第65条 (無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)	
第66条 (質権行使による品種保護権の移転に伴う通常実施権)	
第67条 (通常実施権の設定の裁定)	
第68条 (裁定請求書の送達)	
第69条 (裁定の方式等)	
第70条 (裁定書の謄本の送達)	
第71条 (対価の供託)	
第72条 (裁定の失効等)	
第73条 (裁定に対する不服の理由の制限)	
第74条 (通常実施権の登録の効力)	
第75条 (品種保護権等の放棄の制限)	
第76条 (放棄の効力)	
第77条 (質権)	

第 78 条 (質権の物上代位)	
第 79 条 (品種保護権の取り消し)	
第 80 条 (相続人がない場合はの品種保護権の消滅)	
第 81 条 (品種保護権の実施報告)	
第 82 条 (保護品種保持義務)	
第 6 節 品種保護権者の保護	115
第 83 条 (権利侵害に対する差止請求権等)	
第 84 条 (侵害とみなす行為)	
第 85 条 (損害賠償請求権)	
第 86 条 (過失の推定)	
第 87 条 (品種保護権者等の信用回復)	
第 88 条 (保護品種の表示)	
第 89 条 (虚偽表示の禁止)	
第 7 節 審判	116
第 90 条 (品種保護審判委員会)	
第 91 条 (拒絶決定または取消決定に対する審判)	
第 92 条 (品種保護の無効審判)	
第 93 条 (審判請求方式)	
第 94 条 (審判委員)	
第 95 条 (審判委員の指定等)	
第 96 条 (審判の合議体)	
第 97 条 (拒絶決定に対する審判の審査規定を準用)	
第 98 条 (「特許法」の準用)	
第 8 節 再審及び訴訟	118
第 99 条 (再審の請求)	
第 100 条 (詐害の審決に対する不服請求)	
第 101 条 (再審により回復した品種保護権の効力の制限)	
第 102 条 (再審により回復した品種保護権の先利用者の通常実施権)	
第 103 条 (審決等に対する訴え)	
第 104 条 (対価の不服の訴え)	
第 105 条 (「特許法」等の準用)	
第 3 章 品種の名称	119
第 106 条 (品種名称)	
第 107 条 (品種名称登録の要件)	
第 108 条 (品種名称の先願)	
第 109 条 (品種名称の登録手続き等)	
第 110 条 (品種名称登録異議の申立て)	
第 111 条 (品種名称登録異議の申立ての理由等の補正)	
第 112 条 (品種名称登録異議の申立てについての決定)	
第 113 条 (品種名称登録出願公告後の職権による拒絶決定)	
第 114 条 (品種名称登録異議の申立ての競合)	
第 115 条 (品種名称登録拒絶決定に対する異議の申立て)	
第 116 条 (品種名称の使用等)	
第 117 条 (品種名称の取り消し)	
第 4 章 補則	122
第 118 条 (種子委員会)	

第 119 条 (紛争の調整)	
第 120 条 (委員の除斥など)	
第 122 条 (出席の要求)	
第 123 条 (職権調整の決定)	
第 124 条 (調停の成立等)	
第 125 条 (手数料)	
第 126 条 (手数料の免除及び変換)	
第 127 条 (使用文字)	
第 128 条 (書類の保管等)	
第 129 条 (許可等の委任・委託)	
第 130 条 (「特許法」の準用)	
第 5 章 罰則	125
第 131 条 (侵害の罪)	
第 132 条 (偽証罪)	
第 133 条 (虚偽表示の罪)	
第 134 条 (秘密漏洩罪など)	
第 135 条 (両罰規定)	
第 136 条 (没収等)	
第 137 条 (過怠料)	
附則<第 11457 号、2012.6.1>	126
第 1 条 (施行日)	
第 2 条 (処分等に関する一般的経過措置)	
第 3 条 (品種管理人登録、複数の当事者の代表者申告等に関する経過措置)	
第 3 条の 2 (知られている品種の品種保護等に関する経過措置)	
第 4 条 (品種保護などの出願、登録、請求等に関する経過措置)	
第 5 条 (品種保護審判委員会の設置等に関する経過措置)	
第 6 条 (審判請求等に関する経過措置)	
第 7 条 (品種名称登録出願等に関する経過措置)	
第 8 条 (種子委員会の設置等に関する経過措置)	
第 9 条 (手数料の免除及び返還に関する経過措置)	
第 10 条 (罰則及び過怠料に関する経過措置)	
第 11 条 (他の法令との関係)	
附則<第 11701 号、2013.3.23>	127
第 1 条 (施行日)	
第 2 条 (種子委員会の設置等に関する経過措置)	
附則<第 12062 号、2013.8.13>	128

(韓国) 植物新品種保護法仮訳

[施行：2013年8月13日] [法律第12063号、2013年8月13日制定]

農林畜産食品部（種子生命産業担当） 044-201-2479、2480

海洋水産部（養殖産業担当） 044-200-5634、5633

韓国国立種子院（KSVS）ホームページより（原文韓国語）：

http://www.seed.go.kr/administration/law/protection_sub.jsp?category=21

第1章 総則

第1条（目的）この法律は、植物の新品種の育成者の権利保護に関する事項を規定することにより、農林水産業の発展に資することを目的とする。

第2条（定義）この法律で使用する用語の定義は次のとおり。

1. 「種子」とは「種子産業法」第2条第1号の規定による種子をいう。
2. 「品種」とは、植物学上通用する最低の分類単位の植物群として、第16条の規定による品種保護要件を満たしているか否かにかかわらず、遺伝的に発現される特性のいずれか一つ以上の特性が他の植物群と区別されて変わらず増殖することができるものをいう。
3. 「育成者」とは品種を育成した者又はこれを発見開発した者をいう。
4. 「品種保護権」とは、この法律に基づいて品種保護を受けることができる権利を有する者に与えられる権利をいう。
5. 「品種保護権者」とは、品種保護権を有する者をいう。
6. 「保護品種」とは、この法による品種保護要件を備えて品種保護権が与えられた品種をいう。
7. 「実施」とは、保護品種の種子を増殖・生産・調製・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、若しくは譲渡又は貸与の申出（譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ）をする行為をいう。

第3条（品種保護の対象）この法律に基づいて品種保護を受けることができる対象は、すべての植物とする。

第2章 育成者の権利の保護

第1節 通則

第4条（在外者の品種保護管理人）①国内に住所又は営業所を持たない者[以下「在外者」（在外者）という。]は、第3項の登録を申請する場合とその他大統領令で定める場合を除いては、その在外者の品種保護に関する代理店として、国内に住所又は営業所を有する者（以下「品種保護管理人」という。）によらなければ、品種保護に関する農林畜産食品部、海洋水産部又は第90条第1項に基づく品種保護審判委員会での手続（以下「品種保護に関する手続」という。）を踏むことができず、この法律又はこの法律に基づく命令に基づいて行政庁がした処分について訴え（訴）を提起することができない<。改正2013.3.23>

②品種保護管理人は、特別に与えられた権限とその他のすべての品種保護に関する手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令に基づいて行政庁がした処分に関する訴訟で、本人を代理する。

③品種保護権または品種保護について登録した権利を有する在外者は、品種保護管理人の選任変更又はその代理権の授与・取り消しについて、農林畜産食品部と海洋水産部の共同部令（以下「共同令」という。）で定めるところにより登録しなければ第三者に対抗することができない。 <改正2013.3.23>

④在外者は品種保護権の設定登録をしたとき、または、その品種保護権の存続期間中には、品種保護管理人を選任登録、変更登録しなければならない。

第5条（代理権の範囲）国内に住所又は営業所を有する者から品種保護に関する手続を行うことを委任さ

れた代理人は、特別な権限を受けなければ、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

1. 品種保護出願の変更・放棄または取下げ
2. 請求または申立ての取下げ
3. 第31条第1項の規定による優先権の主張又はその取下げ
4. 第91条の規定による審判請求
5. 複代理人（複代理人）の選任

第6条（代理権の証明） 品種保護に関する手続をする者の代理人（品種保護管理者を含む。以下同じ）の代理権は、書面で証明しなければならない。

第7条（複数当事者の代表） ① 2人以上が品種保護に関する手続を行うときは、第5条第1号から第4号までの行為を除いては、各者が全員を代表する。ただし、代表者を選定して、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官[第5条第4号の場合には、第90条第2項の規定による品種保護審判委員会委員長（以下「審判委員会委員長」という。）をいう]に申告したときは、この限りでない。 <改正 2013.3.23>

②第1項但書の規定により申告する際には、代表者は、代表者に選任された事実を書面で証明しなければならない。

第8条（期間の延長等） ①農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長は、交通が不便な地域にいる者のため、請求により又は職権で、第91条の規定による審判の請求期間又は第111条の規定による品種名称登録異議申立ての理由等の補正期間（補正期間）を延長することができる。 <改正 2013.3.23>

②農林畜産食品部長官、海洋水産部長官、審判委員会委員長、第95条第2項の規定による審判長（以下「審判長」という。）又は第36条の規定による審査（以下「審査官」という。）は、この法律に基づいて品種保護に関する手続を行う期間を指定するときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。 <改正 2013.3.23>

③審判長または審査官は、この法律に基づいて品種保護に関する手続を行う期日を指定するときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

第9条（手続の補正） 農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長は、品種保護に関する手続が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて補正を命ずることができる。 <改正 2013.3.23>

1. 第5条に違反し、又は第15条の規定により準用される「特許法」第3条第1項に違反した場合
2. この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反した場合
3. 第125条の規定により納付すべき手数料を納付しなかった場合

第10条（手続の無効） ①農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長は、第9条の規定により補正命令を受けた者が指定した期間まで補正をしなかった場合には、その品種保護に関する手続を無効にすることができる。 <改正 2013.3.23>

②農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長は、第1項の規定によりその手続が無効とされた場合であって指定された期間を守らなかったことが、補正命令を受けた者が天災やその他のやむを得ない事由によるものであると認められるときは、その事由が消滅した日から14日以内、またはその期間が終わった後、1年以内に補正命令を受けた者の請求により、その無効処分を取り消すことができる。 <改正 2013.3.23>

③農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長は、第1項の規定による無効処分又は第2項の規定による無効処分の取消処分をするときは、遅滞なく、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。 <改正 2013.3.23>

第11条（書類の提出の効力発生時期） ①この法律又はこの法律に基づく命令に基づいて、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長に提出する出願書、請求書、その他の書類（物品を含む。以下この条において同じ。）は、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長に到達した日からその効力が発生する。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定による出願、請求書やその他の書類を郵便で農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長に提出した場合には、郵便法令による通信の日付スタンプに示されている日が明らかな場合には、その表示された日に、その表示された日が明らかでない場合は、郵便局に提出した日（郵便物受領証によって証明された日をいう。）に、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長に到達したものとみなす。 <改正 2013.3.23>

③第1項及び第2項に規定する事項のほか、郵便物の配達遅延、紛失及び郵便業務の中断により、問題が発生した書類の提出に関する事項は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第12条（電子文書による品種保護に関する手続きの実行） ①品種保護に関する手続きをする者は法に基づいて、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長に提出する品種保護出願書やその他の書類を電子化し、情報通信網を利用して提出する、またはリムーバブルストレージメディア等の電磁的記録媒体に収録して提出することができる。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定により提出された電子文書は、この法律に基づいて提出された書類と同一の効力を有する。

③第1項の規定により情報通信網を利用して提出された電子文書は、農林畜産食品部、海洋水産部又は審判委員会で使用する受信用電算情報処理組織に電子的に記録された時に受付されたものとみなす。 <改正 013.3.23>

④第1項の規定により電子文書で提出することができる書類の種類、提出方法その他の電子資料の提出に必要な事項は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第13条（電子文書利用申告および電子署名） ①第12条第1項の規定により電子文書で品種保護に関する手続きを行おうとする者は、あらかじめ、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または審判委員会委員長に、電子文書利用申告をしなければならず、提出する電子文書は、提出人を認識できるように電子署名をしなければならない。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定による電子文書の申告手続と電子署名の方法などは共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第14条（情報通信網を利用した通知等の実行） ①農林畜産食品部長官、海洋水産部長官、審判委員会委員長、審判長および審査官は、第13条第1項の規定により電子文書利用申告をした者に書類の通知と送達（以下「書類の通知等」という。）をする場合は、情報通信網を利用して行うことができる。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定による情報通信網を利用した書類の通知等は、書面にしたものと同じ効力を有する。

③書類の通知等は、これを受ける者が使用する電算情報処理組織に電子的に記録された時に到達したものとみなす。

④第1項の規定による情報通信網を利用した書類の通知等の種類及び方法等に関する事項は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第15条（「特許法」等の準用） 品種保護に関する手続きについては、「特許法」第3条、第4条、第8条、第9条、第10条第1項、第2項、第4項、第13条、第14条、第17条から第24条まで及び、「民事

訴訟法」第58条第2項、第59条、第63条、第87条、第88条、第92条、第94条、第96条の規定を準用する。この場合、「特許法」第13条中「特許庁の所在地」は、「農林畜産食品部や海洋水産部の所在地」と、同法第17条本文中「第132条の3」は、「第91条」と読み替える。 <改正 2013.3.23 >

第2節 品種保護要件と品種保護出願

第16条（品種保護要件） 次の各号の要件を備えた品種は、この法律による品種保護を受けることができる。

1. 新規性
2. 区別性
3. 均一性
4. 安定性
5. 第106条第1項の規定による品種名称

第17条（新規性） ①第32条第2項の規定による品種保護出願日前（第31条第1項の規定により優先権を主張する場合には、最先の品種保護出願日以前）に大韓民国では1年以上、その他の国では、4年〔果樹（果樹）と樹木（林木）である場合には、6年〕以上、その種子やその収穫物が利用を目的として譲渡されなかった場合には、その品種は、第16条第1号の新規性を備えたものとみなす。

②次の各号のいずれかに該当する譲渡の場合には、第1項の規定にかかわらず、第16条第1号の新規性を備えたものとみなす。

1. 盗難（盗用）された品種の種子やその収穫物を譲渡した場合
2. 品種保護を受けることができる権利を移転するために当該品種の種子やその収穫物を譲渡した場合
3. 種子を増殖するために、品種の種子やその収穫物を譲渡し、その種子を増殖させた後、その種子や収穫物を育成者が、再譲渡を受けた場合
4. 品種を評価するための圃場試験（圃場試験）、品質検査や小規模加工試験をするために、品種の種子やその収穫物を譲渡した場合
5. 生物資源の保存のための調査や「種子産業法」第15条の規定による国の品種リスト（以下「品種リスト」という。）に記載するために、その品種の種子やその収穫物を譲渡した場合
6. その品種の品種名称を使用せず、第3号から第5号までのいずれかの行為により製造された副産物や余剰物を譲渡した場合

第18条（区別性） ①第32条第2項の規定による品種保護出願日前（第31条第1項の規定により優先権を主張する場合には、最先の品種保護出願日前）までに一般に知られている品種と明確に区別されている品種は、第16条第2号の区別性を備えたものとみなす。

②第1項で、一般に知られている品種とは、次の各号のいずれかに該当する品種をいう。ただし、品種保護を受けることができる権利を有する者の意思に反して一般に知られている品種は除く。 <改正 2013.3.23 >

1. 流通している品種
2. 保護品種
3. 品種目録に登載されている品種
4. 共同部令で定める種子産業関連の協会に登録されている品種

③第2項第2号又は第3号の場合、品種保護を受けるために出願したり、品種目録に登載するために申請した品種は、その出願の日や申請日から一般に知られている品種とみなす。ただし、この法律に基づく品種保護を受けていないか、品種目録に登載されていない品種は除く。

第19条（均一性） 品種の本質的特性は、その品種の繁殖方法上予想される変異を考慮した上で十分に均一な場合には、その品種は、第16条第3号の均一性を備えたものとみなす。

第20条（安定性） 品種の本質的特性が繰り返し増殖された後、（F1ハイブリッドなどのように特定の増

殖サイクルを持っている場合には、毎増殖サイクル終了後をいう。)にも、その品種の本質的特性が変わらない場合にはその品種は、第16条第4号の安定性を備えたものとみなす。

第21条(品種保護を受けることができる権利を有する者) ①育成者またはその承継人は、この法律で定めるところにより、品種保護を受けることができる権利を有する。

②2人以上の育成者が共同で品種を育成したときは、品種保護を受けることができる権利は、共有(共有)とする。

第22条(外国人の権利能力) 在外者のうち外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、品種保護権または品種保護を受けることができる権利を有することができる。

1. 当該外国人が属する国が、大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で品種保護権または品種保護を受けることができる権利を認める場合
2. 大韓民国が、その外国人に品種保護権または品種保護を受けることができる権利を認める場合には、その外国人が属する国が大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で品種保護権または品種保護を受けることができる権利を認める場合
3. 条約及びこれに準ずるもの(以下「条約等」という。)に基づいて品種保護権または品種保護を受けることができる権利を認める場合

第23条(無権利者の品種保護出願と正当な権利者の保護) 品種保護を受けることができる権利の承継人でない者または品種保護を受けることができる権利を自分のものと偽った者(以下「無権利者」という。)が品種保護を出願した場合には、その無権利者の品種保護出願後にした正当な権利者の品種保護出願は、無権利者が品種保護を出願した際に品種保護出願したものと同様とみなす。ただし、無権利者が第42条第3項の規定により拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日が経過した後に品種保護を出願した場合には、この限りでない。

第24条(無権利者の品種保護と正当な権利者の保護) 第92条第1項第2号の規定による事由により、その品種保護を無効にするという審決(申決)が確定した場合には、その品種保護出願後にした正当な権利者の品種保護出願は無効とされ、その品種保護の出願時に品種保護出願したものと同様とみなす。ただし、その品種の保護に関する第54条第4項の規定による官報掲載から2年が経過した後に品種保護出願をしたり、審決が確定した日から30日が経過した後に品種保護出願をした場合には、この限りでない。

第25条(先願) ①同じ品種について異なった日に複数の品種保護出願があるときは、一番最初に品種保護を出願した者のみが、その品種に対して品種保護を受けることができる。

②同じ品種について同日に複数の品種保護出願があるときは、品種保護を受けようとする者(以下「品種保護出願人」という。)との間の協議で定めた者だけが、その品種に対して品種保護を受けることができる。この場合、協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれの品種保護出願人もその品種に対して品種保護を受けることができない。

③品種保護出願が無効になり、取り下げた場合には、その品種保護出願は、第1項又は第2項の適用においては、初めからなかったものとみなす。

④育成者でない者であって、品種保護を受けることができる権利の承継人でない者がした品種保護出願は、第1項又は第2項を適用においては、初めからなかったものとみなす。

⑤農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第2項の場合には、品種保護出願人に期間を定めて協議の結果を報告することを命じ、その期間までに申告がないときは、第2項の規定による協議は成立しなかったものとみなす<改正 2013.3.23>

第26条(品種保護を受けることができる権利の移転等) ①品種保護を受けることができる権利は、移転す

ることができる。

②品種保護を受けることができる権利は、質権の目的とすることができない。

③品種保護を受けることができる権利が共有である場合には、各共有者は他の共有者の同意を受けなければ、その持分を譲渡することができない。

第 27 条（品種保護を受けることができる権利の承継） ①品種保護出願前にその品種に対して品種保護を受けることができる権利を承継した者は、その品種保護の出願をしない場合には、第 3 者に対抗することができない。

②同一人から承継した同一の品種保護を受けることができる権利について、同日に複数の品種保護出願がある場合には、品種保護出願人の間で協議して定めた者にのみ、その効力が発生する。

③品種保護出願後において品種保護を受けることができる権利の承継は、相続やその他の一般承継の場合を除いては、品種保護出願人が名義変更申告をしなければその効力を生じない。

④品種保護を受けることができる権利の相続またはその他の一般承継をした場合には、承継人は、遅滞なく、その旨を共同部令で定めるところにより、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に申告しなければならない。 <改正 2013.3.23>

⑤同一人から承継した同一品種の保護を受けることができる権利の承継について、同日に複数の届出があったときは、申告した者の間で協議して定めた者にのみ、その効力が発生する。

⑥第 2 項及び第 5 項の場合には、第 25 条第 5 項の規定を準用する。

第 28 条（公務員の職務上の育成等） ①公務員が育成した品種が性質上、国や地方自治体の業務範囲に属し、その品種を育成した行為が公務員の現在または過去の職務に属する育成（以下、「職務上の育成」という）である場合には、その品種の品種保護を受けることができるその公務員の権利は、国や地方自治体が承継する。ただし、「高等教育法」に基づく国立学校や公立学校教職員の職務上の育成に該当する場合には、「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 11 条第 1 項の規定により設置された専門組織（以下「専門組織」という。）が承継する。

②第 1 項の規定により国が承継した品種の品種保護を受けることができる権利の処分及び管理の場合には「国有財産法」第 8 条の規定にかかわらず、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官がこれを管掌する。 <改正 2013.3.23>

③第 2 項の規定による品種保護を受けることができる権利の処分及び管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 29 条（公務員の職務上の育成への補償等） ①国、地方公共団体や専門組織が第 28 条第 1 項の規定により職務育成した品種を承継した場合には、正当な補償金を支払わなければならない。

②第 1 項の規定による補償の基準、支給方法その他補償に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 30 条（品種保護の出願） ①品種保護出願人は、共同部令で定める品種保護出願書に次の各号の事項を記入し、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出しなければならない。 <改正 2013.3.23>

1. 品種保護出願人の氏名と住所（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び営業所の所在地）
2. 品種保護出願人の代理人がある場合には、その代理人の氏名・住所又は営業所の所在地
3. 育成者の氏名と住所
4. 品種が属する植物の学名および一般名

5. 品種の名称
6. 提出年月日
7. 第31条第3項の事項（優先権を主張する場合にのみ記す）

②第1項の規定による品種保護出願書には、次の各号の事項を添付しなければならない。 <改正 2013.3.23 >

1. 品種の特性と品種の育成過程に関する説明書
2. 品種の写真
3. 種子試料。この場合、種子試料が苗木、栄養体や水産植物の場合には、その提出時期、方法等は、共同部令で定める。
4. 品種保護の出願手数料の納付証明書

③第21条第2項の規定により品種保護を受けることができる権利が共有である場合は、共有者すべてが共同で品種保護出願をしなければならない。

④第2項第1号の規定による品種の特性と育成過程を書くために必要な事項は、大統領令で定める。

第31条（優先権の主張） ①大韓民国国民に品種保護出願に対する優先権を認める国の国民がその国に品種保護出願をした後、同じ品種を大韓民国に品種保護出願して優先権を主張する場合には、第25条を適用したときに、その国に品種保護出願した日を大韓民国に品種保護出願した日とみなす。大韓民国国民が大韓民国国民に品種保護出願に対する優先権を認める国に品種保護出願をした後、同じ品種を大韓民国に品種保護出願した場合にもまた同じである。

②第1項の規定により優先権を主張しようとする者は、最初の品種保護出願の日の翌日から1年以内に品種保護出願をしなければ、優先権を主張することはできない。

③第1項の規定により優先権を主張しようとする者は、品種保護出願書にその趣旨、最初に品種保護出願した国名（国名）と最初に品種保護出願した年月日を記載しなければならない。

④第3項の規定により優先権を主張する者は、最初に品種保護出願した国の政府が認める品種保護出願書の謄本を第32条第2項の規定による品種保護出願の日から90日以内に提出しなければならない。

⑤第3項の規定により優先権を主張する者は、最初の品種保護出願の日から3年まで、当該出願品種の審査の延期を農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に要請することができ、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、正当な事由がない限り、その要請に従わなければならない。ただし、優先権を主張した者が最初の品種保護出願を放棄したり、品種保護を出願した国の拒絶決定が確定した場合には、その優先権を主張した者の要求によって延期された出願品種の審査日前であっても、その品種を審査することができる。 <改正 2013.3.23 >

第32条（出願の受付等） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第30条第1項の規定により品種保護出願された品種（以下「出願品種」という。）に対し、遅滞なく、その品種保護の出願を受け付けなければならない。品種保護出願が第30条の条件をすべて満たして第9条第2号の事由により補正された場合には、共同部令で定める品種保護出願登録簿に登録しなければならない。 <改正 2013.3.23 >

②第1項の規定による品種保護出願の受理の日は、品種保護出願日とみなす。

第33条（出願の補正） ①品種保護出願人は、次の各号の区分による期限までに品種保護出願書に最初に記載した内容の要旨を変更しない範囲で、その品種保護出願書を補正することができる。

1. 第42条の規定による拒絶理由通知がある場合：拒絶理由通知に対する意見書提出期間
2. 第43条の規定による品種保護の決定がある場合：品種保護決定の謄本の送達前
3. 第91条の規定による拒絶決定に対する審判を請求した場合：その請求日から30日以内

②第1項の規定による品種保護出願の補正の方法などは共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第34条（出願の要旨を変更除く）第33条の規定による補正が次の各号のいずれかに該当する場合には、品種保護出願の要旨を変更するものとはみなされない。

1. 誤記（誤記）を訂正する場合
2. 不明瞭な記載を釈明する場合
3. その他大統領令で定める場合

第35条（補正の却下）①出願後にした補正が品種保護出願の要旨を変更するものであるとき、審査官は決定でその補正を却下（却下）し、遅滞なく、品種保護出願人に通知しなければならない。

②第1項の規定による却下の決定は、書面でなければならない、その理由を述べなければならない。

③第1項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第91条の規定による拒絶決定に対する審判で争う場合には、この限りでない。

第3節 審査

第36条（審査官による審査）①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、審査官に第30条の規定による品種保護出願及び第109条の規定による品種名称登録出願を審査させる。 <改正 2013.3.23>

②審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第37条（出願公開）①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第32条第1項の規定により品種保護出願登録簿に登録された品種保護出願に対しては、遅滞なく、第53条の規定による品種保護公報（以下「公報」という。）に掲載して出願公開をしなければならない。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定による出願公開があつた時は、誰でも第16条、第21条または第22条に違反して、その品種が品種保護を受けることができない旨の情報を証拠と共に、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提供することができる。 <改正 2013.3.23>

③第1項の規定による出願公開に関して公報に掲載する事項は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第38条（一時的な保護を受ける権利）①品種保護出願人は、出願公開日から業（業）として、その出願品種を実施する権利を独占する。

②出願公開後、品種保護出願が次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の規定による権利は、最初から発生しなかったものとみなす。

1. 品種保護出願が放棄され、取り下げられ又は無効になった場合
2. 品種保護出願の拒絶決定が確定した場合

③第1項の規定による権利を有する者がその権利を行使した場合に、品種保護出願が第2項各号のいずれかに該当する場合はその権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責任を負う。

④第1項の規定による権利については、第83条から第89条までの規定を準用する。

第39条（一時的な保護の権利の行使や訴訟手続の中止）①裁判所は、第38条第1項の規定による権利の侵害に関する訴えの提起または仮差押や仮処分申請がある場合に、必要と認める場合は、職権で品種保護出願に関する決定や、審決が確定されるまで、その訴訟手続を中止することができる。

②第1項の規定による、申請に関してなされた決定に対しては、不服を申し立てることができない。

③裁判所は、第1項の規定による中止の事由が消滅し、又はその他の事情が変更されたときは、第1項の規定による決定を取り消すことができる。

第40条（出願品種の審査） ①審査官は、出願品種が第17条から第20条までの要件を満たしているかどうかを審査しなければならない。

②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第1項の規定による審査のための調査や試験を、研究機関、大学やその他の調査や試験を実行するのに適していると認められる機関又は団体に委託することができる。
<改正 2013.3.23>

③第1項の規定による審査の方法、基準及び手続に関して必要な事項は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第41条（資料の提出など） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第40条第1項の規定による審査を行うために必要な場合は、品種保護出願人に種子試料等の資料の提出を命ずることができる。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定による資料の提出命令を受けた品種保護出願人は、正当な事由がなければ、命令に従わなければならない。

第42条（拒絶決定及び拒絶理由の通知） ①審査官は、次の各号のいずれか（以下「拒絶理由」という。）に該当する場合には、その品種保護出願に対して拒絶決定をしなければならない。

1. 第4条、第16条、第21条、第22条、第25条第1項、第2項、第27条第2項、第5項、第28条第1項、第30条第3項又は第41条第2項に違反して品種保護を受けることができない場合
2. 無権利者が出願した場合
3. 条約などに違反した場合

②審査官は、第1項の規定により拒絶決定をするときは、あらかじめ、その品種保護出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

③第1項の規定による拒絶決定があれば、その拒絶決定の謄本を品種保護出願人に送達し、その拒絶の決定について公報に掲載しなければならない。

④第3項の規定による拒絶決定について、公報に掲載する事項等は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第43条（品種保護の決定） ①審査官は、品種保護出願に対して拒絶理由を発見することができないときは、品種保護の決定をしなければならない。

②第1項の規定による品種保護の決定は書面でなければならない、その理由を述べなければならない。

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第1項の規定により品種保護の決定がある場合には、その品種保護決定の謄本を品種保護出願人に送達し、その品種保護の決定について公報に掲載しなければならない。 <改正 2013.3.23>

④第3項の規定による品種保護の決定について公報に掲載する事項等は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第44条（審査または訴訟手続の中止） ①品種保護出願の審査に必要な場合は、審決が確定したり、訴訟手続が完結するまでその品種保護出願の審査手続を中止することができる。

②裁判所は、訴訟の必要がある場合、決定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第 45 条（「特許法」の準用） 品種保護出願の審査に関しては、「特許法」第 148 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定を準用する。

第 4 節 品種保護料と品種保護登録など

第 46 条（品種保護料） ①第 54 条第 1 項の規定により品種保護権の設定登録を受けようとする者は、品種保護料を納付しなければならない。

②品種保護権者は、その品種保護権の存続期間中には、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に品種保護料を毎年支払わなければならない。 <改正 2013.3.23>

③品種保護権に関する利害関係人は、第 1 項又は第 2 項の規定により品種保護料を納付すべき者の意思とは関係なく、品種保護料を納付することができる。

④品種保護権に関する利害関係人は、第 3 項の規定により品種保護料を納付した場合には、納付すべき者が現在利益を受けた限度において、その費用の償還を請求することができる。

⑤第 1 項又は第 2 項の規定による品種保護料の金額と納付方法、納付期間等に関して必要な事項は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第 47 条（納付期間経過後の品種保護料納付） ①品種保護権の設定登録を受けようとする者や品種保護権者は、第 46 条第 5 項の規定による品種保護料納付期間が経過した後も 6 ヶ月以内は、品種保護料を納めることができる。

②第 1 項の規定により品種保護料を納付するときは、第 46 条第 5 項の規定による品種保護料の 2 倍以内の範囲で共同部令で定める金額を納付しなければならない。 <改正 2013.3.23>

③第 1 項で定めた期間までに品種保護料を納付しない場合には品種保護権の設定登録を受けようとする者の品種保護出願は放棄したものとみなし、品種保護権者の品種保護権は、第 46 条第 1 項又は第 2 項の規定により納付された品種保護料の適切な存続期間が終わる日の次の日に遡及して消滅したものとみなす。

第 48 条（品種保護料の保全） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、品種保護権の設定登録を受けようとする者または品種保護権者が第 46 条第 5 項又は第 47 条第 1 項の規定による期間内に品種保護料の一部を納付しなかった場合には、品種保護料の補填（補填）を命じなければならない。 <改正 2013.3.23>

②第 1 項の規定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 ヶ月以内に品種保護料を補填することができる。

③第 2 項の規定により品種保護料を保持する者は、次の各号のいずれかに該当する場合に納付しなかった金額の 2 倍以内の範囲で共同部令で定める金額を納付しなければならない。 <改正 2013.3.23>

1. 品種保護料を第 46 条第 5 項の規定による納付期間が過ぎて補填する場合は、
2. 品種保護料を第 47 条第 1 項の規定による納付期間（以下「追加納付期間」という。）が経過して補填する場合

第 49 条（品種保護料の追加納付又は補填による品種保護出願の品種保護権の回復など） ①品種保護権の設定登録を受けようとする者または品種保護権者が責任を負うことができない事由に追加納付期間内に品種保護料を納付せず、又は第 48 条第 2 項の規定による補填期間内に補填していない場合には、その事由が終了した日から 14 日以内に、その品種保護料を納付し、又は補填することができる。ただし、追加納付期間

の満了日または保存期間の満了日のいずれか遅い日から6ヶ月が経過したときは、この限りでない。

②第1項の規定により品種保護料を納付し、又は補填した者は、第47条第3項の規定にかかわらず、その品種保護出願を放棄していないものとみなし、その品種保護権は、品種保護料納付期間が経過した時に遡及して存続していたものとみなす。

③追加納付期間内に品種保護料を納付せず、又は第48条第2項の規定による補填期間内に補填しなくて実施している保護品種の品種保護権が消滅した場合、その品種保護権者は、追加納付期間または保全期間の満了日から3カ月以内に第46条の規定による品種保護料の3倍を納付し、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、その品種保護権は、品種保護料納付期間が経過した時に遡及して存続していたものとみなす。

④第2項又は第3項の規定による品種保護出願または品種保護権の効力は次の各号のいずれかに該当する期間（以下この条において「効力制限期間」という。）中に他の者が保護品種を実施した行為に対しては、その効力が及ばない。

1. 追加納付期間が経過した日から納付した日までの期間
2. 追加納付期間が経過した日から補填した日までの期間

⑤効力制限期間中に国内で善意で、第2項又は第3項の規定による品種保護出願された品種、または品種保護権者に対してその品種の実施事業をし、又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている品種または事業の目的の範囲で、その品種保護出願された品種保護権について通常実施権を有する。

⑥第5項の規定により通常実施権を有する者は、品種保護権者または専用実施権者に相当な対価を支払わなければならない。

第50条（品種保護料の免除） 第46条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、品種保護料を免除する。 <改正 2013.3.23 >

1. 国や地方自治体が品種保護権の設定登録を受けるために品種保護料を納めなければならない場合
2. 国や地方自治体が品種保護権の存続期間中に品種保護料を納めなければならない場合
3. 「国民基礎生活保障法」第5条の規定による受給権者が品種保護権の設定登録を受けるために品種保護料を納めなければならない場合
4. その他の共同部令で定める場合

第51条（品種保護料の返還） 納付された品種保護料は誤って納付された場合にのみ返還される。

第52条（品種保護原簿） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、共同部令で定める品種保護原簿（原簿）を備えておき、次の各号の事項を登録する。 <改正 2013.3.23 >

1. 品種保護権の設定、移転、消滅又は処分の制限
2. 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
3. 品種保護権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

②第1項に規定する事項のほか、登録事項、登録手続き、その他登録に必要な事項は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23 >

第53条（品種保護公報） 、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、毎月の品種保護公報を発行しなければならない。 <改正 2013.3.23 >

第5節 品種保護権

第54条（品種保護権の設定登録） ①品種保護権は、第52条第1項第1号の規定による設定登録をすることにより発生する。

②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、品種保護権を設定登録しなければならない。 <改正 2013.3.23>

1. 第 46 条第 1 項の規定により品種保護料を納付したとき
2. 第 47 条第 1 項の規定により納付期間経過後に品種保護料を納付したとき
3. 第 48 条第 2 項の規定により品種保護料を補填したとき
4. 第 49 条第 1 項の規定により品種保護料を納付し、又は補填したとき
5. 第 50 条の規定により品種保護料が免除されたとき

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 2 項の規定により品種保護権が設定登録された品種の種子について、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が定めて告示するところにより、一定量の試料を保管・管理しなければならない。この場合、種子試料が苗木、栄養体や水産植物の場合には、その提出時期、方法等は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

④農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 2 項の規定により品種保護権を設定登録したときは、次の各号の事項を公報に掲載しなければならない。 <改正 2013.3.23>

1. 品種保護権者の氏名と住所（法人にあつては、その名称、代表者氏名及び営業所所在地）
2. 品種保護登録番号
3. 設定の登録の年月日
4. 品種保護権の存続期間

⑤農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 2 項の規定により品種保護権を設定登録したときは、遅滞なく、品種保護権者との共同部令で定める品種保護権登録証を発給しなければならない。 <改正 2013.3.23>

第 55 条（品種保護権の存続期間） 品種保護権の存続期間は、品種保護権が設定登録された日から 20 年とする。ただし、果樹や林木の場合には 25 年とする。

第 56 条（品種保護権の効力） ①品種保護権者は、業としてその保護品種を実施する権利を独占する。ただし、その品種保護権についての専用実施権を設定したときは、第 61 条第 2 項の規定により専用実施権者がその保護品種を実施する権利を独占する範囲では、この限りでない。

②品種保護権者は、第 1 項の規定による権利のほか、品種保護権者の許諾なしに盗用された種子を使用して、業としてその保護品種の種子から収穫した収穫物やその収穫物から直接製造された産物に対しても実施する権利を独占する。ただし、その収穫物について正当な権原（権原）がないことを知らない者が直接製造した生産物については、この限りでない。

③第 1 項及び第 2 項の規定による品種保護権の効力は次の各号のいずれかに該当する品種にも適用される。

1. 保護品種（基本的には他の品種に由来する品種ではなく、保護品種に限る）から、基本的に由来する品種
2. 保護品種と第 18 条の規定により明確に区別されない品種
3. 保護品種を繰り返して使用しなければ種子の生産ができない品種

④第 3 項第 1 号を適用すると、元の品種（原品種）、または既存の由来品種に由来し、原品種の遺伝子型または遺伝子の組み合わせによって表示される主な特性を持つ品種として原品種と明確に区別はされるが、特定の育種方法に起因する特性だけの違いを除いては、主要な特性が原品種と同じ品種は、従属した品種とみなす。

第 57 条（品種保護権の効力が及ばない範囲） ①次の各号のいずれかに該当する場合には、第 56 条の規定による品種保護権の効力が及ばない。

1. 営利以外の目的で自家消費（自家消費）をするための保護品種の使用

2. 実験や研究をするための保護品種の使用
3. 他の品種を育成するための保護品種の使用

②農漁民が自家生産を目的に自家採種をする場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、その品種の品種保護権を制限することができる。 <改正 2013.3.23>

③第2項の規定による制限の範囲、手順、方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第58条（品種保護権の効力の制限） 品種保護権・専用実施権又は通常実施権を有する者によって、国内で販売されたり流通された保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物については、次の各号のいずれかに該当する行為を除いては、第56条の規定による品種保護権の効力が及ばない。

1. 販売したり、流通された保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物を利用して、保護品種の種子を増殖する行為
2. 増殖を目的として、保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物を輸出する行為

第59条（品種保護権の制限の禁止） 政府は、この法律で定められた事項のほか、品種保護権の実施に関しては、いかなる制限もしてはならない。

第60条（品種保護権の移転等） ①品種保護権は、移転することができる。

②品種保護権が共有である場合は、各共有者は、他の共有者の同意を受けなければ、次の各号の行為をすることができない。

1. 共有持分を譲渡し、又は共有持分を目的とする質権の設定
2. その品種保護権の専用実施権の設定又は通常実施権の許諾

③品種保護権が共有である場合、各共有者は、契約で特別に定めた場合を除き、他の共有者の同意を得ずに、その保護品種を自分が実施することができる。

第61条（専用実施権） ①品種保護権者は、その品種保護権に対して他人に専用実施権を設定することができる。

②第1項の規定により専用実施権を設定された専用実施権者は、その設定行為で定めた範囲内で、業としてその保護品種を実施する権利を独占する。

③専用実施権者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、品種保護権者の同意を受けなければ、その専用実施権を移転することはできない。

1. 品種の実施の事業とともに移転する場合
2. 相続
3. その他の一般承継

④専用実施権者は、品種保護権者の同意を受けなければ、その専用実施権を目的とする質権を設定し、又は通常実施権を許諾することはできない。

⑤専用実施権については、第60条第2項及び第3項を準用する。

第62条（品種保護権の専用実施権の登録の効力） ①次の各号の事項は、第52条の規定による品種保護原簿に登録しなければ、その効力を生じない。

1. 品種保護権の移転（相続やその他の一般承継による場合を除く。以下この条において同じ。）または放棄による消滅又は処分の制限
2. 専用実施権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

3. 品種保護権または専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

②品種保護権・専用実施権又は質権を相続するか、その他の一般承継をした者は、その事由が生じた日から30日以内の共同部令で定めるところにより、その旨を農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に申告しなければならない。 <改正 2013.3.23>

第63条（通常実施権） ①品種保護権者は、その品種保護権について他人に通常実施権を許諾することができる。

②第1項の規定により通常実施権を許諾された通常実施権者は、この法律の定めるところにより、または設定行為で定めた範囲内で、業としてその保護品種を実施する権利を有する。

③第67条の規定による通常実施権は、実施の事業とともに移転する場合にのみ譲渡することができる。

④第67条の規定による通常実施権その他の通常実施権は、実施事業と共に移転する場合又は相続、その他の一般承継の場合を除いては、品種保護権者（専用実施権についての通常実施権の場合には、品種保護権者と専用実施権者をいう。）の同意を受けなければ譲渡することができない。

⑤第67条の規定による通常実施権その他の通常実施権は、品種保護権者（専用実施権についての通常実施権の場合には、品種保護権者と専用実施権者をいう。）の同意を受けなければ、その通常実施権を目的とする質権を設定することができない。

⑥通常実施権については、第60条第2項及び第3項を準用する。

第64条（先使用による通常実施権） 品種保護出願の際に、その品種保護出願された保護品種の内容を知らずに、その保護品種を育成したり、育成した者から知らされて国内でその保護品種の実施事業をしたり、その事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている事業の目的の範囲で、その品種保護出願された品種保護権について通常実施権を有する。

第65条（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権） ①品種保護権の無効審判請求の登録前に、次の各号のいずれかに該当する者が、その品種保護権が無効事由に該当することを知らず、国内で、保護品種の実施事業をし、又はその事業の準備をしている場合には、その実施又は準備をしているその事業の目的の範囲で、その品種保護権が無効とされたときに存在している品種保護権または専用実施権について通常実施権を有する。

1. 同一品種の複数の品種保護のいずれかが無効とされた場合の原品種保護権者
2. 品種保護を無効にして、同一品種に関して正当な権利者に品種保護をした場合の原品種保護権者
3. 第1号、第2号の場合には、無効とされた品種保護権について無効審判請求の登録時に既に専用実施権、通常実施権又はその専用実施権について通常実施権を取得して登録を受けた者。ただし、第74条第2項に該当する場合には、登録が必要ではない。

②第1項の規定により通常実施権を取得した者は、品種保護権者または専用実施権者に相当な対価を支給しなければならない。

第66条（質権行使による品種保護権の移転に伴う通常実施権） 品種保護権者は、品種保護権を目的とする質権の設定前に、その保護品種の実施事業をしている場合には、その品種保護権が競売等によって移転されても、その品種保護権について通常実施権を有する。この場合、品種保護権者は、競売等によって品種保護権の移転を受けた者に相当な対価を支給しなければならない。

第67条（通常実施権の設定の裁定） ①保護品種を実施しようとする者は、保護品種が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に、通常実施権の設定についての裁定（裁定）（以下、「裁定」という。）を請求することができる。ただし、第1号及び第2号の規定による裁定の

請求は、その保護品種の品種保護権者または専用実施権者と通常実施権許諾に関する協議をすることができないか、協議の結果合意がなされない場合にのみ行うことができる。 <改正 2013.3.23>

1. 保護品種が天災やその他の不可抗力または大統領令で定める正当な事由なく継続して3年以上国内で実施されていない場合
2. 保護品種が正当な事由なく継続して3年以上国内で相当な営業的規模で実施されていなかったり、適切な程度と条件で、国内需要を満たしていない場合
3. 戦争、天災や災害により緊急需給（需給）の調整や普及が必要であり、非商業的に保護品種を実施する必要がある場合
4. 司法手続きまたは行政手続きによって不公正な取引行為として認められた事項を是正するために保護品種を実施する必要性がある場合

②品種保護権の設定登録日から3年が経過していない保護品種に対しては、第1項を適用しない。

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、裁定をするときは、請求件ごとに通常実施権の設定の必要性を検討しなければならない。 <改正 2013.3.23>

④農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、裁定をするときは、その通常実施権は、国内需要のための供給を主目的として実施されなければならないという条件を付けなければならない。ただし、第1項第4号の規定による請求に対して裁定をする場合には、この限りでない。 <改正 2013.3.23>

⑤農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は第1項第4号の規定による裁定をするときは、不公正な取引行為を是正するための裁定という趣旨を、その対価を決定する際に考慮することができる。 <改正 2013.3.23>

⑥農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、裁定をするときは、第118条の規定による種子委員会の審議を経なければならない。 <改正 2013.3.23>

第68条（裁定請求書の送達） 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第67条第1項の規定による裁定の請求を受けると、その請求書の副本（副本）を、その請求に関連する品種保護権者、専用実施権者、またはその品種保護権について登録した権利を有する者に送達し、期間を定めて答弁書や意見書を提出する機会を与えなければならない。 <改正 2013.3.23>

第69条（裁定の方式等） ①裁定は、書面で、その理由を記載しなければならない。

②第1項の裁定には、次の各号の事項を具体的に言わなければならない。

1. 通常実施権の範囲と期間
2. 対価とその支払方法及び支払時期

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第2項第1号の規定による通常実施権の期間の延長に関する請求を受けた場合に、従来の通常実施権の設定の事由が引き続きあるときは、その請求を拒絶することはできない。 <改正 2013.3.23>

第70条（裁定書の謄本の送達） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、裁定をした場合、当事者に裁定書の謄本を送達しなければならない。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定により当事者に裁定書の謄本が送達された場合は、裁定書に明らかにしたところにより、当事者間で合意がなされたものとみなす。

第71条（対価の供託） 第69条第2項第2号の対価を支払わなければならない者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その対価を供託（供託）しなければならない。

1. 対価を受ける者が受領を拒否したり、受け取ることができない場合

2. 対価について第 104 条第 1 項の規定による訴訟が提起された場合
3. その品種保護権または専用実施権を目的とする質権が設定されている場合。ただし、質権者の同意を得た場合は除く。

第 72 条（裁定の失効等） ①第 69 条第 1 項の規定により裁定を受けた者が同条第 2 項第 2 号の規定による支払時期までに対価（対価を定期的にまたは分割して支給する場合には、最初の支給分をいう。）を支給しなかったり、供託をしないときは、その裁定は効力を喪失する。

②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で裁定を取り消すことができる。 <改正 2013.3.23>

1. 裁定を受けた者がその通常実施権を実施しなかった場合
2. 通常実施権の設定を裁定した事由がなくなって、再び発生するおそれがない場合
3. 裁定を受けた者がその対価を定期的にまたは分割して支給する場合、初回の支給分後の支給分を支給せず、又は供託しなかった場合

③第 2 項の規定による解除については、第 67 条第 6 項、第 68 条、第 69 条第 1 項及び第 70 条第 1 項の規定を準用する。

④第 2 項の規定により裁定が取り消されたときは、通常実施権は、その時から消滅する。

第 73 条（裁定に対する不服の理由の制限） 裁定については、「行政審判法」第 3 条第 1 項の規定により行政審判を請求するか、「行政訴訟法」に基づいて取消訴訟を提起する場合には、その裁定で定めた対価を不服理由とすることはできない。

第 74 条（通常実施権の登録の効力） ①通常実施権を登録したときは、その登録後に品種保護権または専用実施権を取得した者に対しても、その効力が発生する。

②第 49 条第 5 項、第 64 条から第 66 条まで及び第 102 条の規定による通常実施権は、登録しない場合でも、第 1 項の規定による効力が発生する。

③通常実施権の移転 変更・消滅又は処分の制限、通常実施権を目的とする質権の設定 移転 変更・消滅又は処分の制限は、登録しなければ第三者に対抗することができない。

第 75 条（品種保護権等の放棄の制限） ①品種保護権者は、専用実施権者、質権者又は第 61 条第 4 項又は第 63 条第 1 項の規定による通常実施権者の同意を受けなければ、品種保護権を放棄することができない。

②専用実施権者は、質権者又は第 61 条第 4 項の規定による通常実施権者の同意を受けなければ、専用実施権を放棄することはできない。

③通常実施権者は、質権者の同意を受けなければ、通常実施権を放棄することができない。

第 76 条（放棄の効力） 品種保護権・専用実施権又は通常実施権を放棄したときは、品種保護権・専用実施権又は通常実施権は、その時から消滅する。

第 77 条（質権） 品種保護権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権を設定したときは、質権者は、契約で特別に定めた場合を除いては、その保護品種を実施することができない。

第 78 条（質権の物上代位） 質権は、保護品種の実施に対して受ける対価又は物品に対しても行使することができる。この場合、その支給または引き渡し前に差し押えをしなければならない。

第79条（品種保護権の取り消し） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、品種保護権を取り消すことができる。ただし、第2号の場合には、その品種保護権を取り消さなければならない。 <改正 2013.3.23>

1. 第19条又は第20条の要件を満たすことができない場合
2. 第82条の規定による保護品種の維持の義務を履行しない場合
3. 第117条第1項の規定により登録された品種名称を取り消した場合

②第1項の規定により品種保護権が取り消されたときは、その品種保護権は、その時から消滅する。

③第1項の規定による取り消しについては、第42条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合、「拒絶決定」は、「取り消し」とみなす。

第80条（相続人がない場合はの品種保護権の消滅） 相続が開始された場合に相続人がない場合は、品種保護権は、消滅する。

第81条（品種保護権の実施報告） 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、品種保護権者・専用実施権者又は通常実施権者に対して保護品種の実施の有無、その規模等に関して報告させることができる。 <改正 2013.3.23>

第82条（保護品種保持義務） ①品種保護権者は、当該品種保護権の存続期間中に品種保護権の設定登録時のその保護品種の本質的特性が維持されるようにしなければならない。

②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、品種保護権者に第1項の規定による保護品種の本質的な特性が維持されるかを試験し確認するために必要な種子試料等の資料の提出を命ずることができる。この場合、提出命令を受けた品種保護権者は、正当な事由がなければ、その命令に従わなければならない。 <改正 2013.3.23>

第6節 品種保護権者の保護

第83条（権利侵害に対する差止請求権等） ①品種保護権者または専用実施権者は、自己の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

②品種保護権者または専用実施権者が第1項の規定による請求をするときは、侵害行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除去、その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第84条（侵害とみなす行為） 次の各号のいずれかに該当する行為は、品種保護権または専用実施権を侵害したものとみなす。

1. 品種保護権者または専用実施権者の許諾なしに他人の保護品種を業として実施する行為
2. 他人の保護品種の品種名称と同一または類似した品種名称を、その保護品種が属する植物の属（属）または種の品種に使用する行為

第85条（損害賠償請求権） ①品種保護権者または専用実施権者は、故意又は過失により自己の権利を侵害した者に損害賠償を請求することができる。

②第1項の規定による損害賠償の請求については、「特許法」第128条及び第132条の規定を準用する。

第86条（過失の推定） 他人の品種保護権または専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があるものと推定する。

第87条（品種保護権者等の信用回復） 裁判所は、故意や過失によって他人の品種保護権または専用実施権を侵害することで品種保護権者または専用実施権者の業務上の信用を落とした者には、品種保護権者ま

たは専用実施権者の請求にによって損害賠償に代え、または損害賠償とともに品種保護権者または専用実施権者の業務上の信用回復のために必要な措置を命ずることができる。

第 88 条（保護品種の表示） 品種保護権者・専用実施権者又は通常実施権者は、品種が保護品種であることを表示することができる。

第 89 条（虚偽表示の禁止） 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. 品種保護を受けず、又は品種保護出願していない品種の種子の容器や包装に品種保護を受けた表示または品種保護出願中という表示をし、又はこれと混同されやすい表示をする行為
2. 品種保護を受けず、又は品種保護出願していない品種を保護品種、または品種保護出願中の品種であるかのように営業用の広告、標札（標札）、取引書類等などに表示する行為

第 7 節 審判

第 90 条（品種保護審判委員会） ①品種保護に関する審判と再審を管掌するために、農林畜産食品部に品種保護審判委員会（以下「審判委員会」という）を置く。 <改正 2013.3.23>

②審判委員会は、委員長 1 人を含む 8 人以内の品種保護審判委員（以下「審判委員」という。）で構成するが、委員長ではなく、審判委員のうち 1 名は、常任（常任）とする。

③第 2 項に規定する事項のほか、審判委員会の構成・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 91 条（拒絶決定または取消決定に対する審判） 第 42 条第 1 項の規定による拒絶決定又は第 79 条の規定による解除の決定を受けた者がこれを不服とする場合には、その謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。

第 92 条（品種保護の無効審判） ①品種保護に関する利害関係人または審査官は、品種保護が次の各号のいずれかに該当する場合には、無効審判を請求することができる。

1. 第 16 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条第 1 項及び第 2 項、第 28 条第 1 項又は第 30 条第 3 項に違反した場合。ただし、第 16 条第 3 号又は第 4 号の規定による均一性や安定性に違反したという理由で無効審判を請求する場合には、出願人が提出した書類によって均一性や安定性を審査した場合にのみ請求することができる。
2. 無権利者に対して品種保護をした場合
3. 条約などに違反した場合
4. 品種保護された後、その品種保護権者が第 22 条の規定により品種保護権を受けることができない者、またはその品種保護が条約などに違反した場合

②第 1 項の規定による審判は、請求の利益があれば、いつでも請求することができる。

③品種保護権を無効とするという審決が確定されると、その品種保護権は、初めからなかったものとみなす。ただし、第 1 項第 4 号の事由に品種保護を無効にするという審決が確定されると、品種保護権は、その品種保護が同号に該当することになった時からなかったものとみなす。

④審判長は、第 1 項の審判の請求を受けたときは、その旨を、その品種の品種保護権者・専用実施権者、その他の品種の保護について登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第 93 条（審判請求方式） ①審判を請求しようとする者は、共同部令で定める審判の請求書に次の各号の事項を記入し、審判委員会委員長に提出しなければならない。 <改正 2013.3.23>

1. 当事者及び代理人の氏名と住所（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び営業所所在地）
2. 品種名称
3. 品種保護出願日と品種保護出願番号

4. 審査官の拒絶決定の日、品種保護の決定日または取り消しの決定日
5. 請求の趣旨及びその理由

②第1項の規定により提出された審判請求書を補正した場合、その要旨を変更することができない。ただし、第1項第5号の請求の理由については、この限りでない。

第94条（審判委員） ①審判委員会委員長は、第93条第1項の規定による審判請求を受けたときは、審判委員に審判にする。

②審判委員は、職務上独立して審判する。

③審判委員の資格は、大統領令で定める。

第95条（審判委員の指定等） ①審判委員会委員長は、各審判事件について、第96条の規定による合議体を構成する審判委員を指定しなければならない。

②審判委員会委員長は、第1項の規定により指定された審判委員の中から1人を審判長として指定しなければならない。審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

③審判委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審判事件の審議及び議決で除斥（除斥）される。

1. 審判委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、審判事件の当事者になったり、審判事件について、共同の権利者または義務者の関係にある場合
2. 審判委員が審判事件の当事者と親族、または親族であった場合
3. 審判員が審判事件について証言、鑑定、法律上の助言をした場合
4. 審判員が審判事件について当事者の代理人として関与したり、関与していた場合
5. 審判員が審判事件について当事者の法定代理人として関与したり、関与していた場合
6. 審判員が審判事件について直接の利害関係を持っている場合

④当事者は、審判委員に公正な審議議決を期待するのが困難な事情がある場合は、審判委員会に忌避申請をすることができ、審判委員会は、忌避申請が妥当であると認めるときは、忌避の決定をする。

⑤審判委員が第3項又は第4項の事由に該当する場合には、審判委員会委員長の許可を受けて回避することができる。

第96条（審判の合議体） ①審判は、3人の審判員で構成されている合議体です。

②第1項の規定による合議体の合議は、過半数により決定する。

③審判の合議は、公開しない。

第97条（拒絶決定に対する審判の審査規定を準用） 第91条の規定による拒絶決定に対する審判については、第33条、第35条、第42条第2項及び第43条の規定を準用する。

第98条（「特許法」の準用） ①第91条及び第92条の規定による審判については、「特許法」第139条、第141条、第142条、第147条、第149条、第151条、第152条第2項から第4項まで、第153条、第154条第1項、第3項から第7項まで、第155条から第160条まで、第161条第1項、第3項、第162条から第166条まで、第171条、第172条、第176条及び「民事訴訟法」第143条、第259条、第299条及び第367条の規定を準用する。

②第1項の場合、「特許法」第139条第1項中「第133条第1項、第134条第1項、第2項及び第137

条第1項の無効審判又は第135条第1項の権利範囲確認審判」は、「第92条第1項の無効審判」とみなす。

③第1項の場合、「特許法」第141条第1項第1号中「第140条第1項、第3項から第5項又は第140条の2第1項」は「第93条第1項」と、同項第2号ロの「第82条」は「第125条」と読み替える。

④第1項の場合、「特許法」第165条第1項中「第133条第1項、第134条第1項、第2項、第135条及び第137条第1項」は「第92条第1項」に、同条第3項中「第132条の3、第136条又は第138条」は「第91条」と、同条第7項中「弁理士」は、「者」とみなす。

⑤第1項の場合、「特許法」第171条中「特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判」は「第91条の規定による拒絶決定に対する審判」とみなす。

⑥第1項の場合、「特許法」第176条第1項中「第132条の3」は、「第91条」と読み替える。

第8節 再審及び訴訟

第99条（再審の請求） ①当事者は、確定した審決に対して再審を請求することができる。

②第1項の再審請求に関しては、「民事訴訟法」第451条及び第453条の規定を準用する。

第100条（詐欺の審決に対する不服請求） ①審判の当事者が共謀して詐欺として第三者の権利や利益を侵害する目的で審決をすることにしたときは、第3者は、その確定した審決[以下、「詐欺審決」（詐欺審決）とする]に対して再審を請求することができる。

②第1項の規定による再審請求の場合には、審判の当事者を共同被請求人とする。

第101条（再審により回復した品種保護権の効力の制限） 次の各号のいずれかに該当する場合、品種保護権の効力は、その審決が確定した後再審の請求の登録前に善意で実施した行為には、及ばない。

1. 品種保護権が無効とされた後、再審によりその効力が回復した場合、
2. 拒絶決定に対する審判の請求を受け付けないという審決があった品種保護出願が再審によって品種保護権の設定登録がされた場合

第102条（再審により回復した品種保護権の先利用者の通常実施権） 第101条各号のいずれかに該当する場合には、審決が確定した後再審の請求の登録前に善意で国内でその保護品種の実施事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている事業の目的の範囲で、その品種保護権について通常実施権を有する。

第103条（審決等に対する訴え） ①審決に対する訴えと審判請求書や再審の請求書の補正却下の決定に対する訴えは、特許法院の専属管轄とする。

②第1項の規定による訴えは、当事者、参加人又は当該審判や再審に参加申し込みをしたが、申請が拒否された者のみ提出することができる。

③第1項の規定による訴えは、審決や決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に提起しなければならない。

④第3項の期間は、不変期間とする。

⑤審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ提起することができない。

⑥第98条の規定により準用される「特許法」第165条の規定による審判費用の審決や決定に対しては、独立して、第1項の規定による訴えを提起することができない。

⑦特許法院の判決に対しては、最高裁判所に上告することができる。

第104条（対価の不服の訴え） ①第69条第2項第2号の対価についての決定を受けた者がその対価について不服があるときは、裁判所に訴えを提起することができる。

②第1項の規定による訴訟は、裁定書の謄本の送達を受けた日から30日以内に提起しなければならない。

③第1項の規定による訴訟では、品種保護権者・専用実施権者又は通常実施権者を被告としなければならない。

第105条（「特許法」等の準用） ①品種保護に関する再審の手続及び再審の請求については、「特許法」第180条、第184条及び「民事訴訟法」第459条第1項の規定を準用する。

②品種保護に関する訴訟については、「特許法」第187条、第188条及び第189条の規定を準用する。

③第2項の場合、「特許法」第187条本文中「特許庁長」は「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官」と、同条ただし書の「第133条第1項、第134条第1項、第2項、第135条第1項、第137条第1項、第138条第1項及び第3項」は「第92条第1項」と、同法第189条第1項中「第186条第1項」は「第103条第1項」とみなす。＜改正2013.3.23＞

第3章 品種の名称

第106条（品種名称） ①第30条第1項の規定により品種保護を受けるために出願する品種は、1つの固有の品種名称を持たなければならない。

②大韓民国や外国で品種名称が登録されているか、品種名称登録出願がされている場合には、その品種の名称を使用しなければならない。

第107条（品種名称登録の要件） 次の各号のいずれかに該当する品種の名称は、第109条第8項の規定による品種名称の登録を受けることができない。

1. 数字でまたは記号のみからなる品種の名称
2. その品種またはその品種の収穫物の品質、収穫・生産時期、生産方法、使用方法や使用時期のみを表示した品種の名称
3. その品種が属する植物の属または種の、異なる品種の品種名称と同一または類似して誤認または混同するおそれがある品種名称
4. その品種が事実と異なり、他の品種から派生しているか、他の品種と関連があるものと誤認または混同するおそれがある品種名称
5. 植物の名称、属または種の名称を使用し、又は植物の名称、属または種の名称と誤認または混同するおそれがある品種名称
6. 国、人種、民族、性別、障害者、公共団体、宗教、故人との関係を偽って表示したり、中傷したり、侮辱するおそれがある品種名称
7. 著名な他人の氏名、名称、またはこれらの略称を含んでいる品種の名称。ただし、その他人の承諾を受けた場合は除く。
8. その品種の原産地を誤認または混同するおそれがある品種名称や地理的表示を含む品種の名称
9. 品種名称の登録出願の日よりも前に「商標法」に基づく登録出願中、または登録された商標と同一または類似して誤認または混同するおそれがある品種名称

10. 品種名称自体またはその意味などが一般人の通常的な道德観念や善良の風俗または公の秩序を害するおそれがある品種名称

第 108 条（品種名称の先願） ①同じ品種の名称について異なった日に複数の品種名称登録出願があるときは、最初に品種名称登録を出願した者のみが、その品種名称に対して品種名称登録を受けることができる。

②第 1 項の規定による品種名称登録については、第 25 条第 2 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合、「品種」は「品種名称」に、「品種保護」は「品種名称登録」とみなす。

第 109 条（品種名称の登録手続き等） ①品種名称登録を受けようとする者（以下「品種名称登録出願」という。）は、共同部令で定める書類等を備え、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に品種名称登録出願をしなければならない。＜改正 2013.3.23＞

②第 106 条第 1 項の場合には、品種保護出願書を農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出したときは、品種名称登録出願をしたものとみなす。＜改正 2013.3.23＞

③審査官は、第 1 項の規定により出願された品種名称に対して第 107 条の規定による品種名称登録要件を満たしているかを審査しなければならない。

④審査官は、出願された品種名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、その品種名称登録出願に対して拒絶決定をしなければならない。

1. 第 42 条第 1 項の規定により、その品種保護出願に対する拒絶決定がある場合
2. 第 106 条に違反した場合
3. 第 107 条各号のいずれかに該当する場合
4. 第 108 条の規定により品種名称の登録を受けることができない場合

⑤審査官は、第 4 項第 2 号から第 4 号までの規定により品種名称登録出願を拒絶しようとする場合は、その品種名称登録出願人にその理由を通知し、その品種名称登録出願人が通知日から 30 日以内に新たな品種名称を提出するようにしなければならない。

⑥審査官は、第 1 項の規定による品種名称登録出願について第 4 項各号のいずれかに該当する理由を発見することができないときは、その品種名称登録出願を公報に掲載して公告しなければならない。

⑦第 6 項の規定による品種名称登録出願公告があれば誰でも公告日から 30 日以内に、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に品種名称登録異議の申立て（以下「品種名称登録異議の申立て」という。）をすることができる＜改正 2013.3.23＞

⑧農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 6 項の規定による品種名称登録出願公告および品種名称登録異議申請手続きが終わった後、品種名称登録出願について第 4 項各号のいずれかに該当する理由を発見することができないときは、当該品種の名称を、遅滞なく、品種名称登録原簿に登録して、品種名称登録出願人に通知しなければならない。＜改正 2013.3.23＞

第 110 条（品種名称登録異議の申立て） 品種名称登録異議申請をするときは、その理由を記した品種名称登録異議申立書に必要な証拠を添付して、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出しなければならない。＜改正 2013.3.23＞

第 111 条（品種名称登録異議の申立ての理由等の補正） 品種名称登録異議の申立てをした者（以下「品種名称登録異議申立人」という。）は、品種名称登録異議申立期間が経過した後 30 日以内に品種名称登録異議申立書の理由や証拠を補正することができる。

第 112 条（品種名称登録異議の申立てについての決定） ①審査官は、品種名称登録異議の申立てがある

ときは、品種名称登録異議申立書の副本を品種名称登録出願人に送達し、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。

②審査官は、第1項の規定による期間が経過した後に品種名称登録異議の申立てについて決定しなければならない。

③品種名称登録異議の申立てについての決定は書面でなければならない、その理由を述べなければならない。

④農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第2項の規定による決定があるときは、その決定の謄本を品種名称登録出願人と品種名称登録異議申立人に送達しなければならない。 <改正 2013.3.23 >

⑤品種名称登録異議の申立てについての決定があった場合は、同じ理由で再び異議申請をすることができない。

第113条（品種名称登録出願公告後の職権による拒絶決定） ①審査官は、品種名称登録出願公告後、第109条第4項のいずれかに該当する理由を発見した場合には、職権で、拒絶決定をすることができる。

②第1項の規定により拒絶決定をする場合には、品種名称登録異議の申立てがあっても、その品種名称登録異議の申立てについては決定しない。

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第1項の規定により拒絶決定をした場合であって品種名称登録異議の申立てがあるときは、品種名称登録異議申立人に拒絶決定の謄本を送達しなければならない。 <改正 2013.3.23 >

④第1項の規定による拒絶の決定については、第42条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合、「品種保護」は「品種名称登録」とみなす。

第114条（品種名称登録異議の申立ての競合） ①審査官は、複数の品種名称登録異議の申立てについて、その審査又は決定を結合したり、分離することができる。

②審査官は、複数の品種名称登録異議の申立てがある場合に、そのいずれかの品種名称登録異議の申立てについて審査した結果、その品種名称登録異議の申立てが、理由があると認めるときは、他の品種名称登録異議申請に対して決定しないことができる。

③第2項の規定により品種名称登録異議の申立てが、理由があると認められ、拒絶決定がある場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、決定をしていない品種名称登録異議の申立てをした品種名称登録異議申立人にもその拒絶決定の謄本を送達しなければならない。 <改正 2013.3.23 >

第115条（品種名称登録拒絶決定に対する異議の申立て） 品種名称登録拒絶決定に対する異議の申立てについては、第110条から第114条までの規定を準用する。

第116条（品種名称の使用等） ①何人も、第109条第8項の規定により登録された他人の品種（第54条第2項の規定により設定登録された保護品種は除く）の品種名称を盗用して種子を販売・普及・輸出または輸入することはできない。

②何人も、第109条第8項の規定による品種名称登録原簿に登録されていない品種の名称を使用して種子を販売または普及することはできない。

③品種名称登録出願人又はその品種の承継人は、第109条第8項の規定により登録された品種名称を使用する場合には、商標の名称と一緒に表示することができる。この場合、その品種名称は、容易に認識でき

るように表示されなければならない。

第 117 条（品種名称の取り消し） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 109 条第 8 項の規定により登録された品種名称を取り消さなければならない。 <改正 2013.3.23>

1. 第 109 条第 4 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する理由が発見された場合
2. 品種名称の使用を禁止する判決がある場合
3. その他大統領令で定める場合

②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 1 項の規定により品種名称をキャンセルする場合は、登録された、その品種名称の出願人に取り消しの理由を通知し、その通知日から 30 日以内に新品種名称を提出するようにしなければならない<改正 2013.3.23>

③第 2 項の規定により提出された新品種の名称に関しては、第 109 条第 3 項から第 8 項まで及び第 110 条から第 114 条までの規定を準用する。

第 4 章 補則

第 118 条（種子委員会） ①次の各号の事項を実行するために、農林畜産食品部や海洋水産部に農林種子委員会や水産種委員会（以下「種子委員会」という）を置く。 <改正 2013.3.23>

1. 品種保護権の保護に関する農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の諮問についての助言
2. 第 67 条の規定による通常実施権の設定についての裁定の審議
3. 品種保護権侵害紛争の調整

②種子委員会は、委員長 1 名と、第 90 条第 2 項の規定による審判委員会の常任審判員 1 人を含む 10 人以上 15 人以下の委員（以下「種子委員」という。）で構成する。

③種子委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が任命するか、または委嘱し、委員長は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、種子委員の中から任命するか、または委嘱する。 <改正 2013.3.23>

1. 3 級以上の公務員（高位公務員団に属する一般職公務員を含む）の役職にあり、又はあった人として、種子関連業務の経験がある人
2. 「高等教育法」による大学の助教授以上で在職しているか、在職していた者であつて、種子関連分野を専攻した人
3. 弁護士や弁理士の資格のある人
4. 農業団体・林業団体や漁業団体の役員として在職しているか、在職していた人
5. 種子産業に関連する協会の役員として在職しているか、在職していた人
6. 市民団体（「非営利民間団体支援法」第 2 条の規定による非営利民間団体をいう。）から推薦された人

④種子の委員の任期は 2 年とし、二回に限り再任することができる。

⑤種子委員会の構成 運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 119 条（紛争の調整） ①品種保護権侵害紛争の調停を希望する者は、種子委員会に調停を申請することができる。

②第 1 項の規定により調停を申請しようとする者は、共同部令で定める調停申立書を種子委員会に提出しなければならない。 <改正 2013.3.23>

③第 2 項の規定による調停申立書を受けた種子委員会の委員長は、必要と認める場合は、第 4 項の調整部

に回付し、その調停申立書の写しを紛争相手に送付しなければならない。

④第1項の規定による調停の申し立てを受けた種子委員会は、3名の委員で調整部を構成することができ、調停申請を受けた日から1年以内に調整をしなければならない。ただし、栽培試験等が必要な場合には、共同部令で定めるところにより、調整期間を延長することができる。〈改正 2013.3.23〉

⑤調整部の構成・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

⑥第1項の規定により品種保護権侵害紛争の調停を申請した者には、調査に必要な費用を負担させることができる。ただし、調停が成立した場合であって、特約がないときは、当事者と同じように負担させることができる。

⑦第6項の規定による負担費用の算定と納付方法、納付期間等は、共同部令で定める。〈改正 2013.3.23〉

第120条（委員の除斥など） ①種子委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、対応する調整から除斥される。

1. 次の各目の者が当該紛争の当事者になったり、当事者と共同権利者または義務者の関係にある場合
種子委員
種子委員の配偶者又は配偶者であった人
2. 種子委員が当該紛争の当事者と親族、または親族だった場合
3. 種子委員が当該紛争についての証言や鑑定をした場合
4. 種子委員が当該紛争に関して当事者の代理人として関与しているか、関与していた場合、

②種子委員と公正な職務の執行を期待することが困難な事情がある場合には、当事者は、種子委員会に忌避申請をすることができ、種子委員会は、忌避申請が妥当であると認めるときは、忌避の決定をする。

③種子委員は、第1項又は第2項の事由に該当するときは、種子委員会委員長の許可を受けて回避することができる。

第121条（資料の要求など） ①種子委員会は、紛争の調停のために必要と認める場合、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又はその所属機関の長に資料や意見の提出は、栽培試験、遺伝子検査などの必要な協力を要請することができる。〈改正 2013.3.23〉

②第1項の規定による協力を要請を受けた機関の長は、正当な事由がない限り協力しなければならない

第122条（出席の要求） ①種子委員会は、必要に応じて、当事者やその代理人、または利害関係人に出席を求め、又は関係書類の提出を要求することができる。

②第1項の規定により当事者又はその代理人、または利害関係人の出席を要求したり、必要な関係書類を要求する場合には、会議開催日7日前までに書面で行わなければならない。

③第2項の書面には、正当な事由なくこれに従わない場合は、意見陳述を放棄したものとみなすことを記載しなければならない。

④当事者が正当な事由なく第1項の規定による出席の要求または関係書類の提出要求に応じない場合には、調停が成立しなかったものとみなす。

第123条（職権調整の決定） ①種子委員会は、当事者間で合意がなされない場合、または申請人の主張に理由があると判断される場合には、当事者の利益と他のすべての事情を考慮して申請の趣旨に反しない限度で、職権で調整を代わる決定（以下「職権調整決定」という。）をすることができる。

②職権調整の決定には、次の各号の事項を含むことができる。

1. 侵害行為の停止
2. 損害賠償やその他必要な救済措置
3. 同じか類似の侵害行為の再発を防止するために必要な措置

③職権調整決定は、主文（主文）とその理由を記載し、これに関与した調停委員のすべてが署名・捺印しなければならない。その正本（正本）を遅滞なく当事者に送達しなければならない。

④当事者が第3項の規定により決定書を送達を受けた日から14日以内に異議申し立てをしなければ、職権調整を受諾したものとみなす。

⑤第4項の期間内に異議の申立てがあるときは、種子委員会は、異議申立ての相手方にその事実を遅滞なく通知しなければならない。

第124条（調停の成立等） ①調停は当事者間で合意された事項を調書に書くことによって成立する。

②第1項の規定により調停が成立したときは、当事者間の調書と同じ内容の合意が成立したものとみなす。ただし、当事者が任意に処分することができない事項については、この限りでない。

第125条（手数料） ①次の各号のいずれかに該当する者は、手数料を納付しなければならない。

1. 第4条第4項の規定により品種保護管理人の選任の登録や変更登録をしようとする者
2. 第30条第1項の規定により品種保護出願をしようとする者
3. 第31条第1項の規定により優先権を主張しようとする者
4. 第52条の規定による登録（第54条の規定による品種保護権の設定登録を除く。）をしようとする者
5. 第67条第1項の規定により通常実施権の設定の裁定を請求しようとする者
6. 第91条又は第92条の規定による審判を請求しようとする者
7. 第99条の規定による再審を請求しようとする者
8. 各種書類の謄本、抄本、写本または証明を申請しようとする者

②第1項の規定による手数料とその納付方法及び納付期間等は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23>

第126条（手数料の免除及び変換） ①国、地方自治体、「国民基礎生活保障法」第5条の規定による受給権者との共同部令で定める者に対しては、第125条の規定にかかわらず、手数料を免除する。 <改正 2013.3.23>

②第1項の規定により手数料を免除受けようとする者は、共同部令で定める書類を農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出しなければならない。 <改正 2013.3.23>

③納付された手数料は返還しない。ただし、誤って納付された手数料は、納付した者の請求により返還する。

④農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、誤って納付された手数料がある場合には、その事実を知ったのち直ちにこれを納付した者に通知しなければならない。 <改正 2013.3.23>

⑤第3項ただし書による手数料の返還請求は、手数料を納付した日から3年以内にしなければならない。

第127条（使用文字） この法律に基づくすべての書類は、ハングルで作成しなければならない。漢字と外国の文字で書かなければならない場合には、括弧内に表記しなければならない。ただし、共同部令で定める場合は、この限りでない。 <改正 2013.3.23>

第 128 条（書類の保管等） ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、品種保護出願の放棄、無効、取下げ又は拒絶決定があったり、品種保護権が消滅した日から 5 年間、その品種保護出願または品種保護権のに関する書類を保管しなければならない。 <改正 2013.3.23>

②品種保護に関する利害関係人は、品種保護出願書類、品種保護権関連書類、第 40 条又は第 82 条第 2 項の規定によりした試験に関する書類の閲覧やコピーを農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に申請することができる。 <改正 2013.3.23>

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 2 項の規定による申請を受けた場合は、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧とコピーを許可してはならない。 <改正 2013.3.23>

1. 第 56 条第 3 項第 2 号に該当する品種として、その品種保護出願人が非公開を要求された場合、
2. 出願公開されていない品種保護出願に関する書類である場合

第 129 条（許可等の委任・委託） ①この法律による農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、農村振興庁長、山林庁長または所属機関の長に委任することができる。 <改正 2013.3.23>

②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、この法律による業務の一部を大統領令で定めるところにより、共同部令で定める農林水産業に関連する法人又は団体に委託することができる。 <改正 2013.3.23>

第 130 条（「特許法」の準用） 品種保護に関する手続きの書類の送達等については、「特許法」第 217 条、第 218 条から第 220 条まで及び第 222 条の規定を準用する。

第 5 章 罰則

第 131 条（侵害の罪） ①次の各号のいずれかに該当する者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

1. 品種保護権または専用実施権を侵害した者
2. 第 38 条第 1 項の規定による権利を侵害した者。ただし、当該品種保護権の設定登録がされている場合のみ該当する。
3. 虚偽やその他の不正な方法で品種保護の決定又は審決を受けた者

②第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による罪は、告訴がなければ公訴を提起することができる。

第 132 条（偽証罪） ①第 98 条の規定により準用される「特許法」第 154 条又は第 157 条の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が審判委員会に対して虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、5 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の規定による罪を犯した者がその事件の決定又は審決確定前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第 133 条（虚偽表示の罪） 第 89 条に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 134 条（秘密漏洩罪など） 農林畜産食品部・海洋水産部職員（第 129 条の規定により権限が委任されている場合は、その委任を受けた機関の職員を含む）、審判委員会の職員又はその職にあった者が職務上知ることされた品種保護出願中の品種についての秘密を漏らし、又は盗用したときは、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。 <改正 2013.3.23>

第 135 条（両罰規定） 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人

又は個人の業務に関して第 131 条第 1 項又は第 133 条の違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても同条の罰金刑を（科）である。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するため、当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

第 136 条（没収等） ①裁判所は、第 131 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為を組成した物、またはその行為から生じたものを没収したり、被害者の請求により、その物を被害者に渡せることを宣告しなければならない。

②被害者は、第 1 項の規定によるものを受けた場合には、その物の価額を超える損害についてのみ賠償を請求することができる。

第 137 条（過怠料） ①次の各号のいずれかに該当する者には、50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 62 条第 2 項に違反して品種保護権・専実実施権又は質権の相続やその他の一般承継の旨を申告しなかつた者
2. 第 81 条の実施報告命令に従わなかつた者
3. 第 98 条の規定により準用される「民事訴訟法」第 143 条、第 259 条、第 299 条及び第 367 条の規定により宣誓した証人、鑑定人及び通訳人ではなく、人として審判委員会に対して虚偽の陳述をした者
4. 第 98 条の規定により準用される「特許法」第 157 条の規定により審判委員会から証拠調査や証拠保全についての書類やその他の物件の提出又は提示を命じられた者として、正当な事由なくその命令に従わない者
5. 第 98 条の規定により準用される「特許法」第 154 条又は第 157 条の規定により審判委員会から証人、鑑定人又は通訳人に召喚された者であつて正当な事由なく召喚に応じず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定又は通訳を拒否した人

②第 1 項の規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が賦課 徴収する。 <改正 2013.3.23 >

附則<第 11457 号、2012.6.1>

第 1 条（施行日） この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条（処分等に関する一般的経過措置） この法律施行前に従前の「種子産業法」に基づいて行った処分、手続やその他の行政機関の行為や行政機関に対する行為は、それに該当するこの法による処分・手続や行政機関の行為又は行政機関に対する行為とみなす。

第 3 条（品種管理人登録、複数の当事者の代表者申告等に関する経過措置） ①この法律施行当時従前の「種子産業法」第 3 条第 3 項の規定により品種管理人の選任・変更とその代理権の授与・取り消しについての登録者は、第 4 条第 3 項の規定により品種管理人の選任・変更とその代理権の授与・取り消しについて登録されたものとみなす。

②この法律施行当時従前の「種子産業法」第 5 条第 1 項但書の規定により申告した複数の当事者の代表者は、第 7 条第 1 項ただし書により申告した複数の当事者の代表者とみなす。

③この法律施行当時従前の「種子産業法」第 23 条の規定により品種保護を受けることができる権利の承継を申告した者は、第 27 条の規定により品種保護を受けることができる権利を申告したものとみなす。

第 3 条の 2（知られている品種の品種保護等に関する経過措置） この法律施行当時従前の「種子産業法」第 13 条の 2 の規定により品種保護を出願したり、品種保護を出願し、品種保護を受けた場合、その品種保護権については、従前の「種子産業法」第 13 条の 2 に従う。[本条新設 2013.8.13]

第4条（品種保護などの出願、登録、請求等に関する経過措置）

①この法律施行当時従前の「種子産業法」第26条の規定により品種保護を出願した者は、第30条の規定により品種保護を出願したものとみなす。

②この法律施行当時従前の「種子産業法」第53条の規定により登録された品種保護権・専用実施権と通常実施権の設定等は、第52条の規定により登録されたものとみなす。

③この法律施行当時従前の「種子産業法」第68条の規定により通常実施権の設定の裁定を請求した者は、第67条の規定により裁定を請求したものとみなす。

第5条（品種保護審判委員会の設置等に関する経過措置） ①この法律施行当時従前の「種子産業法」第91条第1項の規定による品種保護審判委員会は、第90条第1項の規定により設置された審判委員会とみなす。

②この法律施行当時従前の「種子産業法」第91条第2項の規定により任命されるか、または委嘱された品種保護審判員は、第90条第2項の規定により任命されるか、または委嘱された審判員とみなす。この場合、委嘱委員の任期は残りの期間とする。

第6条（審判請求等に関する経過措置） ①この法律施行当時従前の「種子産業法」第93条または第94条の規定により拒絶決定又は取消決定に対する審判や無効審判を請求した者は、第91条または第92条の規定により拒絶決定又は取消決定に対する審判や無効審判を請求したものとみなす。

②この法律施行当時従前の「種子産業法」第101条又は第102条の規定により再審を請求したり、詐欺の審決に対して不服請求をした者は、第99条又は第100条の規定により再審を請求したり、詐欺の審決に対して不服請求をしたものとみなす。

第7条（品種名称登録出願等に関する経過措置） ①この法律施行当時従前の「種子産業法」第111条第1項の規定により品種名称登録出願をした者は、第109条第1項の規定により品種名称登録出願をしたものとみなす。

②この法律施行当時従前の「種子産業法」第111条第8項の規定により登録された品種名称は、第109条第8項の規定により登録されたものとみなす。

③この法律施行当時従前の「種子産業法」第111条の2の規定により品種名称登録異議の申立てをした者は、第110条の規定により品種名称登録異議の申立てをしたものとみなす。

第8条（種子委員会の設置等に関する経過措置） ①この法律施行当時従前の「種子産業法」第158条第1項の規定による種子委員会は、第118条第1項の規定により設置された種子委員会とみなす。

②この法律施行当時従前の「種子産業法」第158条第3項の規定により任命されるか、または委嘱された種子委員は、第118条第3項の規定により任命されるか、または委嘱された種子の委員とみなす。この場合、委嘱委員の任期は残りの期間とする。

第9条（手数料の免除及び返還に関する経過措置） この法律施行当時従前の「種子産業法」第161条又は第162条の規定により手数料を免除申請したり、返還請求した場合には、第126条の規定により免除を申請するか、返還請求したものとみなす。

第10条（罰則及び過怠料に関する経過措置） この法律施行前の行為に対する罰則及び過怠料の規定を適用するときは、従前の「種子産業法」に従う。

第11条（他の法令との関係） この法律施行当時他の法令で従前の「種子産業法」またはその規定を引用

した場合には、この法律中それに該当する規定がある場合は、従前の規定を代えてこの法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

附則<第 11701 号、2013. 3. 23>

第 1 条（施行日）この法律は、2013 年 6 月 2 日から施行する。

第 2 条（種子委員会の設置等に関する経過措置）この法律施行当時従前の「種子産業法」第 158 条第 1 項の規定による農林種子委員会と水産種子委員会は、それぞれ第 118 条第 1 項の規定により設置された農林種子委員会や水産種委員会とみなす。

附則<第 12062 号、2013. 8. 13>

この法律は、公布の日から施行する。